

大阪府告示第207号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、東部大阪都市計画道路を次のとおり変更した。

当該都市計画の図書については、公衆の縦覧に供する。

令和4年2月17日

大阪府知事 吉村 洋文

- 1 都市計画の変更に係る土地の区域
変更した土地の区域
(東部大阪都市計画道路3・1・223-1号大阪中央環状線)
門真市松生町地内
(東部大阪都市計画道路9・7・223-1号大阪モノレール専用道)
門真市松生町地内
- 2 縦覧場所
大阪市住之江区南港北一丁目14番16号
大阪府大阪都市計画局計画推進室計画調整課